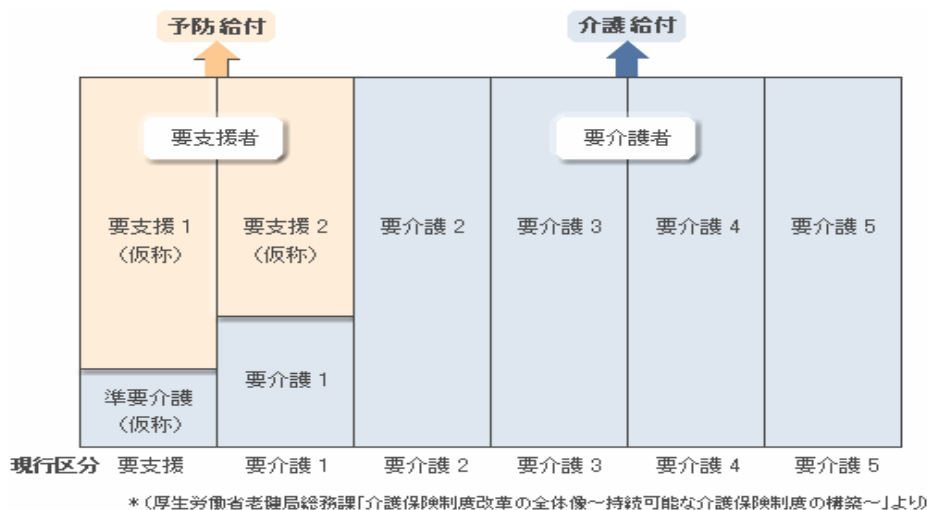


保険給付と要介護状態区分



要介護状態区分と状態

介護状要態区分		心身の状態	備考
要支援者	要支援 1	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態	居宅サービスを利用できます。
	要支援 2		
要介護者	要介護 1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態	居宅サービス・施設サービスを利用できます。
	要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	
	要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
	要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
	要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	

※ 日常生活動作 (ADL : Activities of Daily Living) は、食事、排泄、更衣、整容、入浴、起居移動などの基本動作のこと

※ 手段的日常生活動作 (IADL : Instrumental Activities of Daily Living) 家事 (炊事・洗濯・掃除)、買物、金銭管理、趣味活動、公共交通機関の利用、車の運転のこと